

避難指示等の判断・伝達マニュアル

令和4年8月

印 西 市

目 次

第1編 総則	1
第2編 避難行動・情報伝達編	2
第3編 避難指示等の発令基準等	9
用語集	14

第1編 総則

第1章 目的

本マニュアルは、印西市において土砂災害・水害等が発生するおそれ、又は発生した場合において、市民・施設管理者等（以下、「市民等」という。）が適時的確な避難行動をとるための判断ができる情報を提供するために、「印西市地域防災計画」に基づき、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、「避難指示等」という。）の発令基準及び伝達方法等を定めたものです。

なお、本マニュアルは、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」の改定等に合わせ、必要に応じて修正を行うものとします。

第2編 避難行動・情報伝達編

第1章 市の責務

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条において、「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」と規定されています。

また、同法第60条において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。」と規定され、避難指示等を発令する権限が付与されています。

これらの規定により市長は、災害が発生するおそれの高まりに応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を使い分けて発令します。また、市民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても気象情報等に十分留意し、自らの判断で自主的に避難することが重要です。

したがって、市は、市民一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう、平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には、関係機関からの情報等により、的確な判断を行い、躊躇することなく避難指示等が発令し、速やかに市民等に伝えなければならないため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を進めてまいります。

第2章 避難行動(安全確保行動)の考え方

1 避難の目的

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない災害から「生命、身体を保護するための行動」です。

市民等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に把握するとともに、当該避難行動をとれるように準備・訓練等をしておく必要があります。

- (1) 災害種別ごとに、どの場所にどのような脅威があるか、ハザードマップ等で確認しましょう。
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを確認しましょう。
- (3) どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを確認しましょう。

2 避難行動の分類

身の安全を確保する避難行動の基本は、次の表のとおりです。

避難行動	とるべき行動の例など
立退き避難	自宅・施設等においては命が脅かされる恐れがあることからその場から離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所へ移動する。
分散避難	小中学校等の指定避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等、様々な場所に分散して避難する。
在宅避難 (屋内安全確保)	自宅の浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)等を確認し、安全を確保することが可能な場合、自宅にとどまる。
垂直避難	自宅・施設等の浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)等を確認し、安全が確保することが可能な場合、上階へ移動する。
緊急安全確保	災害が発生・切迫し、指定避難所等への立退き避難を安全に行えない可能性がある場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する。

3 市民等の避難行動

(1) 市民等が持つべき避難に対する基本姿勢

災害に対しては、行政に依存しすぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス※)に陥ることなく、市民等が自らの判断で避難行動をとることが原則です。

災害が発生する危険性が高まった場合には、起こりうる災害種別ごとのリスクの程度により、市長から避難指示等が発令されますが、避難指示等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであるため、一人ひとりに対して発令されるものではありません。また、突発的な災害や激甚な災害では、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、市民等が自ら避難行動を判断することが重要です。

(2) 施設管理者等の責務等

施設管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害ごとの規定(水防法等)により、避難確保計画等を作成します。また、施設管理者等は気象注意報等の情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じることが重要です。さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市の担当部署や地域住民等の地域社会とも連携を図り、避難時に支援を得られるようにする等の工夫をすることが重要です。

※正常性バイアス:自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう、人の特性のこと。

(3) 市民等に対して求める避難行動

避難指示等により立退き避難等が必要な市民等に求める主な行動については、次の表のとおりです。

避難情報名	市民等に求める行動
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・災害が発生、又は切迫している状況、すなわち市民等が身の安全を確保するために指定避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況となっており、市民等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。 ・警戒レベル4での指定避難所等への避難が安全にできなかった場合に、相対的に安全である自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保する。
避難指示 【警戒レベル4】	・災害が発生するおそれが高い状況となっており、市民等は危険な場所から全員避難する。
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・災害が発生するおそれがある状況となっており、高齢者等は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の方は避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、早めの避難が望ましい場所の市民等は、自主的に避難を開始することが望ましい。

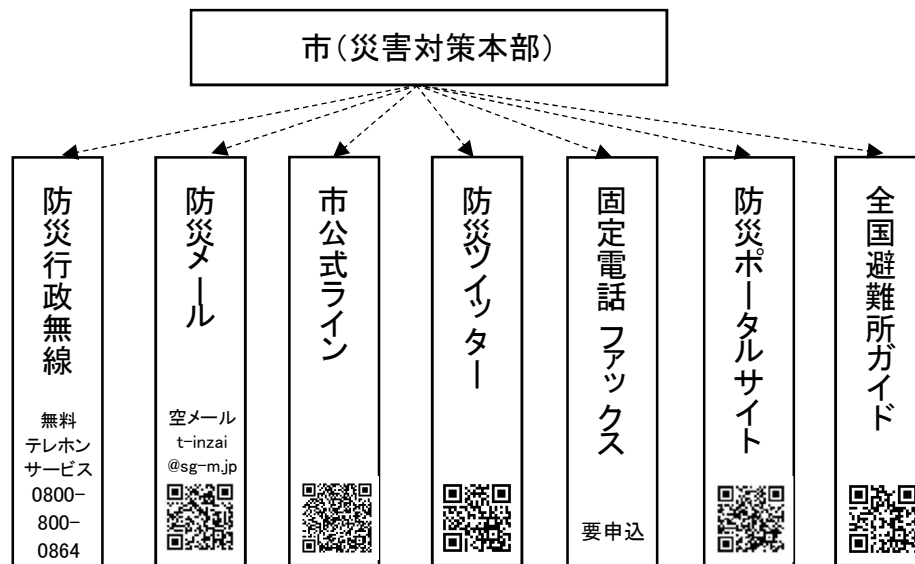
第3章 避難指示等の情報提供及び発令に伴う情報伝達

1 平時からの情報提供

市は、広報、防災ポータルサイト、ハザードマップ等により、「自らの命は自らが守る」意識の徹底、災害リスク情報、災害時に取るべき避難行動等を周知します。さらに、市民等が避難行動を判断する際に参考となる、各種防災情報等を入手しやすくするための環境整備に努めるとともに、情報の入手手段について周知します。

2 避難指示等の発令に伴う情報伝達

避難指示等の主な情報伝達手段は次のとおりです。



なお、各伝達方法において伝達する文面は同一のものを使用します。

(1)水害に係る情報伝達内容について

伝達する内容	伝達する文面の例
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<p>こちらは、ぼうさい印西です。</p> <p>〇時〇分 浸水想定区域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。</p> <p>〇〇川が増水し、堤防を越え氾濫が発生している恐れがあります。自宅や近くの建物で少しでも高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>こちらは、ぼうさい印西です。</p>

<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 ○○川の増水に伴い、浸水想定区域に警戒レベル4 避難指示を発令します。 ○○、○○、○○の避難所を開設しますので、避難してください。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>
<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 ○○川の増水に伴い、浸水想定区域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。 ○○、○○、○○の避難所を開設しますので、避難してください。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>
<p>避難情報を伴わない 避難所の開設</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 ○○川の増水に伴い、○○、○○、○○の避難所を開 設します。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>

(2) 土砂災害に係る情報伝達内容について

伝達する内容	伝達する文面の例
<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 大雨特別警報の発表に伴い、土砂災害警戒区域に警 戒レベル5 緊急安全確保を発令します。 少しでも崖から離れた建物に移動するなど、直ちに身の安全を確 保してください。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>
<p>避難指示 【警戒レベル4】</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 土砂災害警戒情報の発表に伴い、土砂災害警戒区域 に警戒レベル4 避難指示を発令します。 ○○、○○、○○の避難所を開設しますので、避難してください。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>

<p>高齢者等避難 【警戒レベル3】</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 土砂災害の危険が高まったため、土砂災害警戒区域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。 ○○、○○、○○の避難所を開設しますので、避難してください。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>
<p>避難情報を伴わない 避難所の開設</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 土砂災害警戒区域を対象とした○○、○○、○○の避難所を開設します。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>

(3) 避難情報の解除及び避難所の閉鎖について

<p>伝達する内容</p>	<p>伝達する文面の例</p>
<p>避難情報の解除及び 避難所の閉鎖</p>	<p>こちらは、ぼうさい印西です。 ○時○分 浸水想定区域(土砂災害警戒区域)に発令していた○○(避難情報名)を解除します。 また、○○、○○、○○の避難所(すべての避難所を閉鎖する場合は、「すべての避難所」とする。)を閉鎖します。 こちらは、ぼうさい印西です。</p>

第3編 避難指示等の発令基準等

第1章 水害における避難指示等の発令基準等

1 発令基準

市では、利根川が洪水予報河川、手賀川・手賀沼及び高崎川が水位周知河川として指定され、それぞれ国土交通省及び千葉県から浸水想定区域図が公表されています。

それぞれの河川における避難指示等の発令基準は次のとおりとします。なお、高崎川は直接市への影響はありませんが、千葉県が高崎川・印旛沼流域として浸水想定区域図を公表しているため、印旛沼の観測地点において基準を設けるものとします。

また、上記以外の河川では、水位による判断が難しいため、浸水が発生した段階で避難指示等を発令するものとします。

河川等名 (観測所名) 避難情報名	利根川 (押付)	手賀川・手賀沼 (曙橋)	高崎川・印旛沼 (臼井・吉高)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が[△] 8.03m(計画高水位)に達したとき ・氾濫発生情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が[△] 3.75m(堤防天端水位)に達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が[△] 4.25m(計画高水位)に達したとき。
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が発生したとき 		
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が[△] 7.10m(避難判断水位)に達したとき ・氾濫警戒情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位が[△] 3.50m(避難判断水位)に達したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が発生したとき
	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が発生したとき 		

高齢者等避難 【警戒レベル3】	・水位が 5.75m(氾濫注意水位)に達したとき ・氾濫注意情報が発表されたとき	・水位が 2.60m(氾濫注意水位)に達したとき	・水位が 3.40m(氾濫注意水位)に達したとき
--------------------	---	--------------------------	--------------------------

上記の基準の他、気象庁の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の情報も十分留意し、警戒(赤色)は高齢者等避難、危険(紫色)は避難指示、災害切迫(黒色)は緊急安全確保を発令する判断の参考とします。

2 発令対象区域

避難指示等の発令対象区域は、浸水想定区域とします。

3 避難所の開設

避難所は、避難状況等に応じ順次開設します。

(第一次開設避難所)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
木下小学校	木下 1502 番地	平岡自然の家	平岡 1554 番地
小林小学校	小林 2448 番地2	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地
船穂小学校	船尾 1292 番地	平賀小学校	平賀 1161 番地2
木刈小学校	木刈二丁目6番地	いには野小学校	若萩三丁目9番地
印西中学校	大森 2244 番地	本埜小学校	中根 1281 番地2
小林中学校	小林大門下一丁目 4 番地 1		

(第二次開設避難所)

第一次開設避難所の混雑が見込まれる場合、次の避難所を開設します。なお、第二次開設避難所への移動は、協定を締結している企業のバスにより実施いたします。

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
西の原小学校	西の原二丁目7番地	滝野小学校	滝野五丁目1番地
原小学校	原三丁目5番地	滝野中学校	滝野五丁目2番地

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
木刈中学校	木刈二丁目1番地	牧の原小学校	牧の原三丁目1番地1
西の原中学校	西の原一丁目3番地		

(第三次開設以降)

災害の規模、避難者数、要支援者数等に応じ、開設していない指定避難所及び特別避難所を開設します。

4 解除基準

避難指示等の解除は、該当河川等の水位の低下傾向が顕著であり、水位観測所の上流域での降雨がほとんどない場合とします。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除は、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった場合とします。

第2章 土砂災害における避難指示等の発令基準等

1 発令基準

避難情報名	発令基準
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生したとき ・大雨特別警報が発表されたとき ・激しい降雨により避難行動が危険なとき ・気象庁の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において災害切迫(黒色)となったとき
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・土砂災害の前兆現象(湧き水、地下水の濁り、水量変化等)が発見されたとき ・気象庁の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において危険(紫色)となったとき
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)が発表され、気象庁の土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)において警戒(赤色)となり、さらに降雨が継続する見込みであるとき ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されるとき ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過が予想されるとき

2 発令対象区域

避難指示等の発令対象区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」とします。

3 避難所の開設

次の避難所を開設します。

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
ふれあいセンターいんば	美瀬一丁目 25 番地	小林小学校	小林 2448 番地2
本埜公民館	中根 1375 番地	旧宗像小学校	岩戸 1680 番地

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
宮内青年館	浦部 1430 番地3	船穂小学校	船尾 1292 番地
和泉会館	和泉 885 番地1	大森ふれあい会館	大森 2646 番地 8
松崎中央会館	松崎 396 番地	平賀地区構造改善センター	平賀 928 番地

4 解除基準

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報の解除もしくは土砂キキクルにおいて警戒が解除され、気象情報をもとに今後のまとまった降雨が見込まれない場合とします。

また、土砂災害が発生した箇所については、周辺斜面等が不安定な状況であることが想定されるため、崩壊の拡大や新たなクラック等の有無等を確認し、解除の判断を行います。

第3章 避難指示等の発令及び解除における助言

災害対策基本法では、避難指示等を発令しようとする場合において、必要があれば、市長は、指定地方行政機関の長や都道府県知事に対して、助言を求めることができるとされています。

このことから、市長は、状況に応じて河川堤防の状況や水位及び降雨の見通し、避難指示等の発令及び解除のタイミング等について、次の機関に助言を求めます。

機関名	銚子地方気象台	千葉県防災危機管理部防災対策課
	国土交通省利根川下流河川事務所	千葉県県土整備部河川環境課
	独立行政法人 水資源機構	

用語集

大雨特別警報(おおあめとくべつけいほう)

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、週十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される警報。

記録的短時間大雨情報(きろくてきたんじかんおおあめじょうほう)

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測したり、解析したときに発表される情報。

緊急安全確保(きんきゅうあんぜんかくほ)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、指定避難所等への立退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示すること。

洪水キキクル(こうずいききくる)

大雨による中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したものの。危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを事前に確認することができる。

洪水予報河川(こうずいよほうかせん)

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川。流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川が対象となる。

高齢者等避難(こうれいしゃとうひなん)

避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者が、安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報。

指定避難所(していひなんじょ)

災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設。

浸水想定区域(しんすいそうていくいき)

国土交通大臣又は都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、その河川が氾濫した場合に、住宅などが水につかる浸水が想定される区域。

水位周知河川(すいしゅうちかせん)

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が水位情報を通知及び周知する対象として、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川。流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

土砂キキクル(どしゃききくる)

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示したもの。避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を示している。

土壌雨量指数(どじょうりょうしう)

降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化し、土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

土砂災害警戒区域(どしゃさいがいけいかいいき)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県が指定した、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域。

土砂災害警戒情報(どしゃさいがいけいかいじょうほう)

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が発表する情報。

土砂災害特別警戒区域(どしゃさいがいとくべつけいかいいき)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

避難指示(ひなんしじ)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示すること。

流域雨量指数(りゅういきりょうしう)

河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。